

西宮市障害者日常生活用具給付等事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 本市における障害者の日常生活用具給付等事業については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び西宮市地域生活支援事業実施要綱に定めがあるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(事業内容)

第 2 条 この要綱は、原則として在宅の障害者等に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、障害者等の日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ることを目的とする。用具の修理については、補装具から日常生活用具に種目に変更された人工喉頭及び尿管を除き、この事業の対象としない。

(用具の種目及び給付等の対象者)

第 3 条 給付の対象となる用具及びその対象者は、次の各号に掲げる者とする。但し、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 9 条に規定する第 1 号被保険者及び第 2 号被保険者のうち介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 2 条に規定された特定疾病に該当する人は、別表 3 の用具については給付の対象外とする。介護保険で用具貸与、支給等の対象外となった場合についても同様とする。

- (1) 給付の対象となる用具の種目は、別表 1-1 の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は同表の「対象者」欄に掲げる者とする。なお、難病患者等（法第 4 条第 1 項又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 4 条第 2 項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）については、別表 1-2 の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は同表の「対象者」欄に掲げる者とする。
- (2) 給付の対象となる用具の性能は、別表 2-1 の「性能」欄に掲げる性能を有する用具とし、その基準額は、同表の「基準額」欄に掲げる額とする。
- (3) 給付の対象となる用具の耐用年数は、別表 2-1 の「耐用年数」欄に掲げる年数とし、同種目の用具の給付は、原則として耐用年数経過後、用具が使用に耐えない場合に行うことができる。
- (4) 用具の給付の対象者は、補装具費の支給の対象者に準じて、用具給付対象障害者又は配偶者（障害児の場合は、同一世帯に属するいずれかの者）の市町村民税所得割の額が 46 万円未満の者とする。

(申請)

第 4 条 この事業の利用をしようとする障害者、障害児の保護者又は難病患者等（以下「利用者等」という。）は、日常生活用具給付申請書（以下「申請書」という。）に当該用具の見積書及び難病患者等にあつては医師の意見書を添えて市長に提出するものとする。

(利用決定)

第 5 条 市長は、前条の申請があつた場合は、調査を行い、速やかに利用の可否を決定し、利用が適当な場合は障害者日常生活用具給付決定通知書により利用者等に通知し、障害者日常生活用具給付券を交付するものとする。

(給付の方法)

第 6 条 市長は、用具の給付について、用具の給付を受ける者が直接選定した業者をもって行うことができる。

(給付費の支給)

第 7 条 市長はこの事業の利用者に対し、第 3 条第 3 項の用具の基準額の 100 分の 90 以内で、要した費用の 100 分の 90 に相当する額を、用具給付対象障害者及び配偶者(障害児の場合は、同一世帯に属する全ての者)が生活保護受給世帯に属している又は市町村民税非課税の場合は、第 3 条第 3 項の用具の基準額以内で、要した費用に相当する額を、給付費として支払うものとする。但し、費用の受給に関し代理受領に係る利用者からの委任及び事業者からの申出があった場合はこの限りでない。また、第 13 条に定める点字図書の給付費等については、その要綱で定める。

(代理受領)

第 8 条 前条の規定により代理受領の委任を受けた事業者は、請求書に障害者日常生活用具給付券を添えて、市長に費用の請求をするものとする。

(負担上限額)

第 9 条 申請者が同一の月にこの事業と法第 76 条に規定する補装具費の利用に要した費用(費用額基準の 100 分の 10 相当額)の合計額が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成 18 年政令第 10 号。以下「政令」という。)第 43 条の 3 で定める額を超えるときは、この同一の月における利用に要する額は要綱第 7 条にかかわらず、政令第 43 条の 3 で定める額から補装具費の利用に要した費用を減じた額とし、超過額は償還払いする。

(義務)

第 10 条 用具の給付を受けた者は、当該用具を目的に反して、譲渡し、交換し、貸付し又は担保に供してはならない。

2 前項に違反した場合は当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(排泄管理支援用具等の特例)

第 11 条 市長は障害者等の申請手続きの利便性を考慮し、排泄管理支援用具のうちストーマ装具(消化器系)・(尿路系)、紙おむつ及び情報・意思疎通支援用具のうち人工内耳用電池(以下「ストーマ装具等」という。)については、次のとおり給付券を一括交付することができるものとする。

(1) 申請 1 回につき暦月を単位として 6 ヶ月分を上限として給付券 1 枚を交付することができる。

(2) 別表 2-1 の基準額(月額)の範囲内で 1 ヶ月に必要とするストーマ装具等に用いる額の 6 倍(6 ヶ月分)の額を給付券 1 枚に記載して交付することができる。

(3) ストーマ装具等の申請及び給付決定は、申請日より前に遡って行うことはできない。

(給付等台帳の整備)

第 12 条 市長は、用具の給付等の状況を明確にするため、日常生活用具給付等台帳を整備するものとする。

(点字図書の給付)

第13条 点字図書の給付にあたっては、別に定める西宮市点字図書給付事業実施要綱により、行うものとする。

(居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費の給付)

第14条 住宅改修費の給付にあたっては、別に定める西宮市住宅改修費給付事業実施要綱により、行うものとする。

(紙おむつの給付)

第15条 紙おむつの給付にあたっては、別に定める西宮市障害者紙おむつ給付事業実施要領により、行うものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年10月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成19年7月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成20年7月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

付 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

2 この要綱の実施前にした支給決定分の再支給については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

別表1-1 (第3条関係) 日常生活用具の種目、対象者等 (難病患者等以外)

種目		対象者		
		対象者の障害	年齢	給付条件
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害	18歳以上	1・2級
	訓練用ベッド (障害児のみ)		学齢児以上 18歳未満	
	特殊マット		3歳以上 18歳未満	1・2級
	褥瘡予防マット		18歳以上	常時介護が必要な人 (1級)
	特殊尿器 (自動吸引式)		学齢児以上	常時介護が必要な人 (1級)
	入浴等担架		3歳以上	入浴に介助が必要な人 (1級) ※耐用年数のほか、移動用リフトの給付から5年経過していること。
	体位変換器		学齢児以上	下着交換等に介助が必要な人 (1・2級)
	移動用リフト		3歳以上	身体障害者 (1級) を移動させる際に容易に使用できるもの ※天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く
	訓練いす (障害児のみ)		3歳以上 18歳未満	(1・2級) 原則として付属のテーブルをつけるものとする
	自立生活支援用具		入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害
便器		下肢又は体幹機能 もしくは上肢機能障害	学齢児以上	ア・イ 下肢機能障害2級以上又は体幹機能障害2級以上 ウ 上肢機能障害2級以上 ※取替えにあたり住宅改修を伴うものは除く ※ア、イ、ウについては別表2 (第3条関係) の性能欄を参照 ※特殊便器との併給は不可
棒状つえ			—	移動においてつえを必要とする人
移動・移乗支援用具		平衡機能又は下肢 もしくは体幹機能障害	3歳以上	家庭内の移動、移乗において介助を必要とする人 ※手すり、スロープ等であること。但し、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。
頭部保護帽		平衡機能又は下肢 もしくは体幹機能障害	3歳以上	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害により、頻繁に転倒する人
		知的障害		てんかんの発作等により、頻繁に転倒する人 (A)
特殊便器		上肢・下肢機能障害重複	学齢児以上	下肢機能障害2級以上又は体幹機能障害2級以上かつ上肢機能障害2級以上 ※便器との併給は不可
火災警報器		身体障害 知的障害 精神障害	—	火災の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯、これに準ずる世帯 (身体1・2級、療育A、精神1・2級)
自動消火器				
電磁調理器		視覚障害	18歳以上	視覚障害者のみの世帯、これに準ずる世帯 (1・2級)
歩行時間延長信号機用 小型送信機	学齢児以上		1・2級	

種 目	対 象 者			
	対象者の障害	年 齢	給付条件	
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害	18歳以上	聴覚障害者のみの世帯、これに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯（2級）	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害	3歳以上	人工透析を必要とする自己連続携行式腹膜灌流患者（1・3級）
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害等	—	呼吸器3級以上又は同程度の身体障害者であって必要と認められる人
	電気式たん吸引器		—	
	パルスオキシメーター（動脈血中酸素飽和度測定器）		—	
	酸素ボンベ運搬車	呼吸器機能障害	18歳以上	医療保険における在宅酸素療法を行う人
	視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害	学齢児以上	視覚障害者のみの世帯、これに準ずる世帯（1・2級）
	視覚障害者用体重計		18歳以上	
人工呼吸器の非常用自家発電機・蓄電池・DC/ACインバーター	呼吸器機能障害等	—	在宅の24時間人工呼吸器装着者であって、呼吸器3級以上又は同程度の障害があり、医師が必要と認めた人	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声・言語機能障害等	学齢児以上	音声もしくは言語機能障害かつ肢体不自由者（上肢）であって、筆談その他の手段による意思伝達が困難な人
	情報・通信支援用具	上肢機能障害又は視覚障害	学齢児以上	障害があるゆえにコンピューターの周辺機器やソフトウェアが必要となる人（1・2級）
	地デジ対応ラジオ	視覚障害	学齢児以上	視覚障害のみの世帯、これに準ずる世帯（1・2級）
	点字ディスプレイ	視覚・聴覚障害重複	18歳以上	視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級の重複障害者が必要と認められる人
	点字器	視覚障害	学齢児以上	点字を使用する人
	点字タイプライター			点字を使用する人（1・2級）
	視覚障害者用ポーターブルレコーダー			1・2級
	視覚障害者用活字文書読上げ装置			1・2級
	視覚障害者用音声ICタグレコーダー			1・2級
	視覚障害者用音声・拡大読書器			視覚障害者であって、本装置により文字等を拡大又は音声化することにより、文書からの情報入手が可能になる人
視覚障害者用時計（音声時計を含む）	18歳以上			1・2級

種 目	対 象 者			
	対象者の障害	年 齢	給付条件	
情報・意識疎通支援用具	聴覚障害者用通信装置	聴覚又は音声・言語機能障害	学齢児以上	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する人で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる人
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害	—	聴覚障害者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる人
	人工内耳体外部装置（スピーチプロセッサ）	聴覚障害	—	現に人工内耳を装着している聴覚障害者（児）であって、医療機関より医療保険等の給付制度を利用して本装置の買い替えができないと判断された場合。ただし、本人の故意・過失による破損、代替品の購入を理由とする場合を除く。
	人工内耳用電池	聴覚障害	—	現に人工内耳を装着している聴覚障害者（児）
	人工喉頭	音声・言語機能障害	—	喉頭摘出者であって、本装置により発声が可能になる人
	点字図書	視覚障害	—	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者
排泄管理支援用具	ストーマ装具（消化器系）	直腸機能障害	—	ストーマ造設者
	ストーマ装具（尿路系）	ぼうこう機能障害	—	ストーマ造設者
	紙おむつ等	直腸又はぼうこう機能障害	3歳以上	治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマ装具を装着できない人で、紙おむつ等を必要とする人
		身体障害（二分脊椎等）		先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排便機能障害又は高度の排尿機能障害のある人で、紙おむつ等を必要とする人
		身体障害（先天性鎖肛等）		先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する神経障害による高度の排便機能障害のある人で、紙おむつ等を必要とする人
	身体障害・知的障害重複	脳性麻痺等により下肢機能障害や体幹機能障害を有する身体障害者であって、所定の要件を満たす人（身体障害1・2級かつ療育A） *所定の要件は、西宮市障害者紙おむつ給付事業実施要領で定める		
収尿器	身体障害	—	高度の排尿機能障害者	
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）	学齢児以上	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの（3級以上）但し、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上

備考

この表において、「ストーマ造設者」とは

1 「ストーマ装具（消化器系）」の給付条件欄においては、身体障害認定要領における「腸管のストマ」を造設している者を言う。

2 「ストーマ装具（尿路系）」の給付条件欄においては、同要領における「尿路変向（更）のストマ」を造設している者を言う。

（1、2いずれの場合も永久的なものに限る）

別表1-2 (第3条関係) 日常生活用具の種目、対象者等(難病患者等)

種目		対象者	
		対象者の障害	給付条件
介護・訓練支援用具	特殊寝台	難病患者等	寝たきりの状態にある者
	訓練用ベッド		下肢又は体幹機能に障害のある者
	特殊マット		寝たきりの状態にある者
	褥瘡予防マット		寝たきりの状態にある者
	特殊尿器(自動吸引式)		自力で排尿できない者
	体位変換器		寝たきりの状態にある者
	移動用リフト		下肢又は体幹機能に障害のある者
自立生活支援用具	入浴補助用具		入浴に介助を要する者
	便器		常時介護を要する者
	特殊便器		常時介護を要する者であって、上肢機能に障害のある者
	移動・移乗支援用具		下肢が不自由な者
	自動消化器		火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準じる世帯
在宅療養等支援用具	ネブライザー(吸入器)		呼吸器機能に障害のある者
	電気式たん吸引器		呼吸器機能に障害のある者
	パルスオキシメーター (動脈血中酸素飽和度測定器)	人工呼吸器が必要な者	
	人工呼吸器の非常用自家発電機・蓄電池・DC/ACインバーター	在宅の24時間人工呼吸器装着者であって、呼吸機能等に障害があり、医師が必要と認めた人	
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢又は体幹機能に障害のある者	

別表 2-1 (第3条関係) 日常生活用具の性能・基準額・耐用年数

種 目	性 能	基準額 (円)	耐用年数		
介護・訓練支援用具	特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	154,000	8年	
	訓練用ベッド (障害児のみ)		159,200		
	特殊マット	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	19,600	5年	
	褥瘡予防マット	褥瘡を防止できる機能を有するもので、原則として空気またはジェル等による減圧によって耐圧分散効果を有するもの。	100,000	5年	
	特殊尿器 (自動吸引式)	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。	67,000	5年	
	入浴等担架	介護者が障害者を移動させるためのリフトで使用するもの。	50,000	5年	
	体位変換器	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	15,000	5年	
	移動用リフト	介護者が重度身体障害者を移動させるにあたって容易に使用し得るもの。(ただし天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。)	450,000	10年	
	訓練いす (障害児のみ)	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	33,100	5年	
自立生活支援用具	入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。但し、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000	8年	
	便器	次のいずれかの機能を有するものであり、障害者が容易に使用し得るもの。 ア. ポータブルトイレ (便座、バケツ等からなり、移動可能である便器) イ. 補高便座 (洋式便器の上に置いて高さを補うもの等) ウ. 温水洗浄機能を有するもので、既存の便器の上に設置するもの。 ※但し、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く。	22,000	8年	
	棒状つえ	主体-木材 (十分な強度を有するもの) 外装-ニス塗装	夜光材付とした場合は430円 (全面夜光材付とした場合は1,260円) 増しとすること。 外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は273円増しとすること。	2,310	3年
		主体-軽金属 外装-塗装なし		3,150	
	移動・移乗支援用具	手すり、スロープ等であること。(障害者の身体機能の状態を充分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。) ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000	8年	
	頭部保護帽	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの。 A スポンジ、革を主材料に製作 B スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作	A 15,656 (オーダーメイド) 12,524 (レディメイド)	3年	
B 37,852 (オーダーメイド) 30,282 (レディメイド)					
特殊便器	温水洗浄便座の機能を有するポータブルトイレであること。	151,200	8年		

種 目		性 能	基準額 (円)	耐用年数	
自立生活支援用具	火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	15,500	8年	
	自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	28,700	8年	
	電磁調理器	視覚障害者等が容易に使用し得るもの。	25,000	6年	
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	7,000	10年	
	聴覚障害者用屋内信号装置	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	87,400	10年	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	51,500	5年	
	ネブライザー (吸入器)	障害者が容易に使用し得るもの。	36,000	5年	
	電気式たん吸引器	障害者が容易に使用し得るもの。	56,400	5年	
	パルスオキシメーター (動脈血中酸素飽和度測定器)	障害者が容易に使用し得るもの。	42,000 (人工呼吸器が必要な者の場合は、157,500)	5年	
	酸素ボンベ運搬車	障害者が容易に使用し得るもの。	17,000	10年	
	視覚障害者用体温計 (音声式)	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	9,000	5年	
	人工呼吸器の非常用自家発電機・蓄電池・DC/ACインバーター	現在使用している人工呼吸器の非常用予備電源として使用するもの	100,000	10年	
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用体重計	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	18,000	5年	
	携帯用会話補助装置	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの。	98,800	5年	
	情報・通信支援用具	障害があるゆえに必要なとなるコンピュータの周辺機器やソフトウェア	100,000	6年	
	地デジ対応ラジオ	地上デジタル放送を受信できるラジオで視覚障害者 (児) が容易に使用し得るもの。	29,000	6年	
	点字ディスプレイ	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	383,500	6年	
	点字器	標準型	A 32マス18行、両面書真鍮板製 B 32マス18行、両面書プラスチック製	A 10,712 B 6,798	7年
		携帯用	A 32マス4行、片面書アルミ製 B 32マス12行、片面書プラスチック製	A 7,416 B 1,699	5年
	点字タイプライター	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	63,100	5年	
視覚障害者用ポータブルレコーダー	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつDAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの。 ②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつDAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの。 ③視覚障害者が容易に使用し得るテープ・ICレコーダー。	① 85,000 ② 35,000 ③ 23,000	①・② 6年 ③ 5年		

種 目	性 能		基準額 (円)	耐用年数	
視覚障害者用 活字文書読上げ装置	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの。		99,800	6年	
視覚障害者用 音声ICタグレコーダー	視力に障害を有する者の物の識別を容易にする製品であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、ICタグその他の集積識別情報と音声データに関連付け、音声データを音声信号に変換して出力する機能及び音声により操作方法に関する案内を行う機能を有するもの。		59,800	6年	
視覚障害者用 音声・拡大読書器	装置の上等に読みたいもの（印刷物等）を置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出す、または文字を音声で読み上げるもの。		198,000	8年	
視覚障害者用時計 (音声時計を含む)	視覚障害者が容易に使用し得るもの。		触読式 10,300 音声式 13,300	10年	
聴覚障害者用通信装置	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障害者が容易に使用できるもの。		29,000	5年	
聴覚障害者用情報受信装置	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの。		88,900	6年	
人工内耳体外部装置 (スピーチプロセッサ)	現に装着する人工内耳に音声等を電気信号に変換して送信する機能を有するもので、聴覚障害者が容易に使用できるもの		200,000	5年	
人工内耳用電池	ボタン電池		1ヶ月あたり 2,500 ※両耳の場合は、 5,000	—	
	充電電池及び充電器		30,000 ※両耳の場合は、 60,000	3年	
人工喉頭	笛 式	給付	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。 (気管カニューレ付とした場合は、8,343)	5,150 4年	
		修理	気管カニューレ交換	3,307 —	
	電動式	給付	顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。	72,203 5年	
		修理	充電器交換	1,680	—
			振動板交換	9,270	
			スナップリード線交換	51	
			プリント板交換	15,038	
スイッチ交換	1,133				
電気接点交換	4,635				

情報・意思疎通支援用具

種 目		性 能		基準額 (円)	耐用年数	
人工喉頭	電動式	修理	振動スプリング交換	1,699	—	
			押ボタンスプリング交換	1,699		
点字図書		点字により作成された図書。		—	—	
排泄管理支援用具	ストーマ装具 (消化器系)		低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型のパウチとする。パウチの装着・交換時に必要なサポート用品を含む。 ※サポート用品のみの申請は不可。ただし、洗腸用具のみの申請を選択することは可能。	1ヶ月あたり 8,858 ※洗腸用具のみの場合は、 12,000 (耐用年数6ヶ月)	—	
	ストーマ装具 (尿路系)		低刺激性の粘着剤を使用した密封型のパウチで尿処理用のキャップ付とする。パウチの装着・交換時に必要なサポート用品を含む。 ※サポート用品のみの申請は不可。ただし、「パウチなしの場合」に該当する者は収尿袋 (サポート用品のうち、レッグバッグ・ナイトドレーナーズバッグに該当するものをいう) をストーマ装具とみなして申請可能。	1ヶ月あたり 11,639 ※パウチなしの場合は、 7,220	—	
	紙おむつ等		障害者が容易に使用し得るもの。		1ヶ月あたり 12,000	—
	収尿器	男性用	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。(ラテックス製又はゴム製)		普通型 7,931 簡易型 5,871	1年
女性用			普通型	耐久性ゴム製採尿袋を有するもの。	8,755	
		簡易型	ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付。	6,077		
修理 (普通型)		サポーター交換		4,200	—	
		ゴムバンド付収尿瓶交換		4,095	—	
	ゴム管及びつなぎ管付収尿ゴム袋交換		2,047	—		
住宅改修費	居宅生活動作補助用具		障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	200,000	1回限り	

備考

1 この表において「パウチなしの場合」とは、別表1-1「ストーマ装具 (尿路系)」における「ストーマ造設者」であって、ストーマ装具本体の装着を要せず、腎癢、腎盂癢、ぼうこう癢等、造設者の該当する臓器よりカテーテルを通じ、収尿袋を常時直接装着する必要がある者を言う。

2 この表において「サポート用品」とは、別表2-2に定める品目に該当するものを言う。

別表 2-2 (ストーマ装具のサポート用品)

ストーマ装具のサポート用品は以下に掲げる 17 品目とする。

No.	品 目
1	皮膚保護ペースト
	皮膚保護パテ
2	皮膚保護パウダー
3	皮膚保護ウエハー
4	固定用ベルト
5	サージカルテープ
6	コンベックスインサート
7	剥離剤 (リムーバー)
8	皮膚皮膜剤 (スキンバリア)
9	レッグバッグ (下肢装着用蓄尿袋 ウロストミー専用)
	ナイトドレーナージバッグ (夜間用蓄尿袋)
10	パウチカバー
11	皮膚保護剤穴あけ
12	消臭剤
13	入浴用パウチ・パッド
14	接続管・閉鎖具
15	洗腸用具
16	ガーゼ・脱脂綿
17	

別表3（第3条関係）

介護保険法第1号被保険者及び第2号被保険者（特定疾病該当者）が給付対象外となる用具

種 目	種 目
特殊寝台	特殊マット
体位変換器	移動・移乗支援用具
移動用リフト	入浴補助用具
特殊尿器	居宅生活動作補助用具
便器	特殊便器
褥瘡予防マット	入浴等担架

（参考）

障害者総合支援法施行令第43条の3で定める額（第3条、第9条関係）

所得区分	収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯に属する人	0円
低所得	市町村民税が非課税である世帯に属する人	0円
一 般	市町村民税課税世帯で、最多納税者の市町村民税所得割が46万円未満の世帯に属する人	37,200円
対象外	市町村民税課税世帯で、最多納税者の市町村民税所得割が46万円以上の世帯に属する人	全額負担

備考

- この表において「市町村民税」とは、日常生活用具の給付のあった月の属する年度（日常生活用具の給付のあった月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税のことを言う。
- この表において「市町村民税所得割」とは、日常生活用具の給付のあった月の属する年度（日常生活用具の給付のあった月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税所得割（同法第292条第1項第2号に掲げる所得割）のことを言う。
- この表において「世帯」とは、障害者本人が18歳以上の場合は「障害者本人及び同一世帯に属する配偶者」のことで、18歳未満の場合は「住民基本台帳上の世帯」のことを言う。